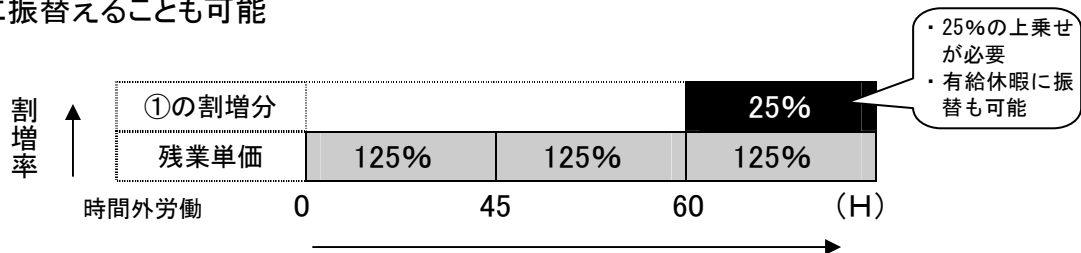


【「労働基準法の一部を改正する法律」が公布されました】

昨年12月に「労働基準法の一部を改正する法律」が公布され、割増賃金率の引上げなど新たな基準が平成22年4月1日より施行されることになりました。中小企業については当面一部が猶予されますが、ゆくゆくは適用されますのでぜひお知りおき下さい。

1. 時間外労働の割増賃金率の引き上げ(中小企業は3年間適用を猶予)

- ①月60時間を超える時間外労働は、通常の25%にさらに25%上乗せした50%の割増賃金の支払いが必要
- ②上記①の月60時間を超える時間外労働割増賃金の支払いに代えて、有給休暇に振替えることも可能



2. 割増賃金率引上げなどの努力義務(大企業、中小企業ともH22. 4月より適用)

- ①時間外労働の月限度時間45時間を超える場合は、36協定の特別条項を締結し、特別条項に割増賃金率を盛り込むこと
- ②従来の割増率25%を超える割増率にしよう努めること
- ③月45時間を超える時間外労働を削減しよう努めること

3. 年次有給休暇の時間単位付与が義務化(大企業、中小企業ともH22. 4月より適用)

労使協定に定めれば、1年に5日分を限度として有給休暇を時間単位で付与できる

なお、猶予される中小企業の定義は以下のとおりです。

	資本金または出資額	常時労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外	3億円以下	300人以下

給与計算業務がますます大変になりそうな改正です。